

## 予防関係届出書類等の郵送による受付について

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部では「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について」消防予第142号、消防危第144号の通知及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、消防本部へ来庁せずに必要な手続きが実施できるよう、当面の間、提出書類の郵送による受付を実施いたします。なお、本対応については、今後の新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況や、国、群馬県の要請・通知を踏まえて、検討を行ってまいりますので、定期的に当広域ホームページでご確認願います。（※県下統一ではないので注意してください。）

### 記

#### 1 郵送受付の対象となる届出

手数料徴収が必要となる申請や証明事務を除く予防関係の届出が郵送受付の対象となります。

#### 2 返信用封筒を同封してください。

副本等を返却する必要がある場合は、宛名を記入した返信用封筒に必要な金額の切手を貼付し、同封してください。（書類の折り曲げ禁止の場合は必要な封筒を準備してください。）

#### 3 記入漏れがないか確認してください。

記入漏れがあると受付ができません。また不明な点は問合せをお願いします。正・副2部以上を提出する場合は、全ての提出書類に押印したものを提出してください。

#### 4 連絡先を必ず記入してください。

提出に必要な部数が封筒に入っていない場合や添付資料に不足がある場合等は、電話で連絡します。連絡先電話番号を必ず記入してください。

#### 5 不明な点は電話で問合わせてください。

必要な提出部数が分からない、手数料がかかるのか分からない等、不明な点は、富岡甘楽広域消防本部予防課へ問合わせください。

### 【留意事項】

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送

は余裕をもって行ってください。また返送が遅れる場合には、こちらから連絡します。

- 2 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。発送前に発送する旨のご連絡をお願いします。また、郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。

※事前協議などが必要な届出および手数料の納付が必要な手続きは、感染防止対策(マスク着用)を行って来庁するようお願いします。

問合せ先

富岡甘楽広域消防本部予防課

電話 0274 - 62 - 4306(予防課直通)